

会社が保有する情報の開示に関する規則（平成17年阪神高速規則第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が行う高速道路の建設及び管理に関する事業が極めて高い公共性を有していることにかんがみ、当該事業について適切な情報の公開を推進するため、情報の開示に関する手続等について定めることにより、会社の経営の透明性の確保を図ることを目的とする。

（開示対象となる情報）

第2条 会社は、高速道路の建設及び管理に関し、会社の役員又は社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、会社の役員又は社員が組織的に用いるものとして、会社が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「会社保有情報」という。）を開示の対象とする。

（開示請求の手続）

第3条 会社は、開示請求をする者に対して、次に掲げる事項を日本語で記載した書面（以下「開示請求書」という。）を郵送で提出するよう求める。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所等の所在地）

二 開示請求に係る会社保有情報の内容

2 会社は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める。この場合において、会社は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努める。

（会社保有情報の開示）

第4条 会社は、開示請求があつたときは、開示請求に係る会社保有情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該会社保有情報を開示する。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が会社の役員及び社員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員及び社員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 会社以外の法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 会社の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 会社、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 会社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、会社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 会社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(会社保有情報の存否に関する情報)

第5条 開示請求に対し、当該開示請求に係る会社保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、会社は、当該会社保有情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する通知等)

第6条 会社は、開示請求に係る会社保有情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関する必要事項を通知する。

2 会社は、開示請求に係る会社保有情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る会社保有情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知する。

3 前2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内に行う。ただし、第3条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会社は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知する。

(手数料)

第7条 会社は、開示請求をする者又は会社保有情報の開示を受ける者から、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条第1項の手数料の額を参酌して、会社が定める。

(再検討の請求の手續)

第8条 開示請求に対し、会社が行った開示決定等について、開示請求者は、当該通知を受けた日から2週間以内に、会社に対して再検討の請求を行うことができる。

2 会社は、再検討の請求を受けるに当たり、再検討の請求を行う者に対し、次に掲げる事項を日本語で記載した書面を直接又は郵送で提出するよう求める。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所等の所在地)

二 開示請求に係る会社保有情報の内容

三 再検討を請求する理由

3 前項の書面の補正については、第3条第2項の規定を準用する。

(再検討の請求に対する通知等)

第9条 会社は、再検討の請求を受けたときは、その理由を踏まえ、第2条、第4条及び第5条の規定に照らして、改めて開示決定等を行い、再検討の請求を行った者に対し、その結果を通知する。

2 前項の開示決定等については、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(会社保有情報の開示の実施)

第10条 会社保有情報の開示の実施は、会社が定める方法により行う。

(情報提供)

第11条 会社は、次に掲げる情報のほか、会社法(平成17年法律第86号)その他法令で定めるところにより、その保有する情報を記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、お客様が利用しやすい方法により提供する。

一 財政制度等審議会(財務大臣の諮問機関)が定めた「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に準拠し作成した情報

二 各事業年度の建設及び管理コストの計画と実績等

三 主な工種における工事件数、発注額、落札率

2 前項に定めるほか、会社は、その諸活動についてのお客様の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努める。

附 則

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、この規則施行の際現に手続中のものについては、なお従前の例によることができる。